

法曹養成制度改革顧問会議

第5回会議 議事録

第1 日 時 平成25年12月17日（火）自 午後1時59分
至 午後4時01分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法曹有資格者の活動領域の拡大について
- 3 法曹養成制度全般について
- 4 今後の予定について
- 5 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷座長、阿部顧問、有田顧問、宮崎顧問、山根顧問、吉戒顧問

発言者 法務省大臣官房司法法制部鈴木参事官、松井参事官、

文部科学省大臣官房常盤審議官、最高裁判所司法研修所吉崎事務局長

法曹養成制度改革推進室 大場室長、松本副室長、中西参事官

○大場室長 予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第5回会議を始めさせていただきます。

まず、推進室の方から配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録に記載のとおり、推進室からは4点、資料1から資料4までございます。

このつづりとは別に、宮崎顧問から提出資料がございます。これは法曹養成制度検討会議における司法修習生への経済的支援に関する各委員の発言をまとめられたものと承知しております。

さらに、これまでと同様、席上に青色ファイルを用意させていただいておりますので、適宜御参照願います。

以上でございます。

○大場室長 それでは、本日の議題に入ります。

最初の議題は「法曹有資格者の活動領域の拡大について」であります。この点につきましては、第1回の顧問会議でも御報告しましたとおり、本年9月24日付けで法務省に法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が設置されております。その有識者懇談会及びその下の分科会における取組状況等につきまして、法務省から御報告をお願いします。

それでは、法務省の鈴木参事官、法務省の松井参事官、推進室の中西参事官、お願いします。

○鈴木参事官 それでは、私の方から御紹介いたします。

資料1の3ページの活動領域のポンチ絵を御覧ください。

第3回顧問会議においても御案内のとおり、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及びそのもとに設置されました国・自治体・福祉等の分野、企業分野、海外展開分野における三つの分科会は、法曹有資格者が社会の隅々に進出して多様な能力を発揮することにより、法の支配を全国あまねく実現することを目的としております。現在までに有識者懇談会及び各分科会におきまして、このような目的を実現するために様々な試行案が示され、活発な意見交換がされているところでございます。

資料1の1ページの一覧表の「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組について」を御覧ください。この一覧表は、縦軸が上から順に国・自治体・福祉等分科会、次に企業分科会、一番下が海外展開分科会について記載されております。横軸が左から取り組むべき課題、中央が現在までの取組状況、一番右が今後の試行・取組の予定となっております。

以下、私の方からは、この一覧表に従いまして、国・自治体・福祉等分科会の概要につきまして御紹介をさせていただきます。

国・自治体・福祉等分科会のうち、まず国の機関における活動領域の拡大についてですが、法務省におきましては、一覧表の一番上の行にございまして、大臣官房司法法制部におきまして、本年5月より弁護士1名が研修という形式によりまして実際に業務を行

っているほか、来年1月からは保護局、6月からは矯正局におきまして、それぞれ弁護士を受け入れることとしております。

これに加えて、日本弁護士連合会との協力の下、復興に関係する機関での弁護士の任期付き公務員等としての採用に向けまして、これらの機関での採用を希望する弁護士の公募の手続きを進めているほか、今後とも国の機関において法曹有資格者が活躍するための方策につきまして積極的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、地方自治体に関する取組でございます。一覧表の中央の列の、現在までの取組状況の欄の3段目にございますとおり、日本弁護士連合会が中心となりまして、これまでに東日本大震災の被災地のうち15自治体への法曹有資格者の派遣に向けたニーズ調査を実施し、このうち4自治体におきまして弁護士の派遣が実現しております。今後も被災地自治体での法曹有資格者派遣の更なる拡大に向けた取組を継続していく予定でございます。

続きまして、現在までの取組状況の欄の4段目にございますとおり、本年4月から大阪弁護士会等における取組として、これまで弁護士会内の各委員会が個別に行ってきた地方公共団体等との連携活動につきまして、窓口を一本化する行政連携センターの運用が開始されております。これは「行政連携のお品書き」というパンフレットを作成し、本日机上にも置かせていただいておりますが、分野ごとに提供できる業務の内容のいわゆる「見える化」を図るものでございます。

さらに、これらの取組を受けまして、今後の試行・取組の予定の欄にございますとおり、平成25年度中に日本弁護士連合会内に全国版行政連携センター、これは仮称でございますが、これを設置いたしまして、各弁護士会における行政連携活動を推進するための取組等を進めていくほか、現在までの取組状況の欄の5段目にございますとおり、地方自治体における弁護士の有用性について広報するため、自治体向け・会員向け説明会、シンポジウムを実施、継続していくこととしております。

続きまして、現在までの取組状況の欄の6段目にございます、日本弁護士連合会法務研究財団による、条例づくり・レビュー研究会につきましては、資料1の14ページの「条例づくり・レビュー研究会プロジェクト（案）」を御覧ください。これは条例案の策定や既存の条例のレビュー等を担う研究会を発足させ、自治体のニーズに対応する提案等を行うものでございまして、本年11月に発足いたしました。現在は大津市のいじめの防止に関する行動計画の策定に対する支援を行っているほか、今後も他の自治体にも働きかけを行っていく予定でございます。

その他、1ページの現在までの取組状況の欄の7段目と8段目にございますとおり、日本弁護士連合会におきましては、各弁護士会における行政連携活動の実態調査、各自治体における法的ニーズ、各自治体内の法曹有資格者の常勤職員に対しアンケート調査を実施中でございます。いずれも来年1月中の回答をいただき、直ちにその結果を分析し、報告を行うこととしているほか、広報活動の一つとして自治体向けパンフレットの作成・配布

を行っているところでございます。

続きまして、現在までの取組状況の欄の9段目の、伊豆市等での法テラス常勤弁護士の研修でございます。伊豆市におきましては、昨年12月から本年9月にかけて、法テラスの常勤弁護士が研修という形式により現実に業務を行っており、本年10月からは、将来的に地方自治体において財政上の負担軽減の措置が生じた場合に備えた試行策として、伊豆市、伊豆の国市、函南町の3自治体合同での研修を開始しております。今後とも地方行政の現場で法曹有資格者が任期つき公務員等として活躍するための地盤づくりの一環として、このような取組を拡大してまいります。

続きまして、現在までの取組状況の欄の10段目、法テラスによる司法ソーシャルワークの取組につきましては、資料1の8ページの「伊豆版 司法ソーシャルワーク等 スキーム」というポンチ絵がございますが、こちらを御覧ください。

法テラスにおきましては、司法ソーシャルワーク、すなわち弁護士が行政や福祉に携わる機関と連携し、高齢者・障害者などの社会的弱者が抱える福祉分野や法的分野の問題点を早期に発見し、これらの問題を一括して解決する取組を推進しており、東京事務所がその旗頭となっております。

この取組は、先ほど御紹介した伊豆市におきましても実践すべく、同市で研修中の常勤弁護士等が小学校・中学校等への出前授業を行ったり、高齢者・障害者施設等に定期的に出向き、入所者の法律問題の解決に向けた取組を実施していく予定でございます。

最後に、一覧表の中ほどの灰色で囲まれた部分を御覧ください。法テラスにおける今後の取組のうち、この顧問会議及び法曹有資格者の活動領域の拡大の有識者懇談会等において、方向性につき御議論いただきたい取組といたしまして、兵庫県明石市からの市庁舎への法テラスの窓口設置の要望及び秋田県鹿角市からの法テラス司法過疎地域事務所の設置の要望に対する対応を例といたしました、地域連携パイロット事務所の取組につき御紹介をさせていただきます。

まず、兵庫県明石市からの市庁舎への法テラスの窓口設置の要望は、明石市長からの要望に基づくものでございまして、具体的には明石市役所内に法テラスの窓口を設置し、市民からの民事法律扶助等の申込み受付等を行うこととしており、来年4月の窓口設置に受けまして現在準備が進められているところでございます。

続きまして、秋田県鹿角市からの法テラス司法過疎地域事務所の設置につきましては、資料1の25ページに要望書がございますので、こちらを御覧ください。

こちらにございますとおり、今般、鹿角市より本顧問会議、法務省、法テラス、弁護士会等に対しまして、法テラス司法過疎地域事務所誘致に関する要望書が提出されました。これは弁護士が自治体や福祉機関等と意識的に連携し、法律事務所設置当初から地域サービスの一翼を担うことを求めるという内容のものでございます。

このような連携体制の構築は、これまで法テラスが取り組んでまいりました司法ソーシャルワークの手法等と併用することにより、これまで地域的な事情で十分な援助が行き届

かなかったり潜在的であった法的ニーズの網羅的な酌み上げを可能とするものと思われま
す。このような取組は、活動領域の拡大という観点から見ましても、自治体や福祉機関等
との有機的連携という新たな活動分野の拡大につながることを期待されるものでございま
す。また、鹿角市と同様の司法過疎地域は全国に200か所以上ございまして、このよう
な取組が全国的に広がれば司法過疎地域の解消にも大いに資するものと思われま

現時点では関係機関との調整も未了ではございますが、今後、日本弁護士連合会や秋田
弁護士会等の関係機関とも緊密な連携を図りつつ、鹿角市に司法過疎地域事務所が設置さ
れた場合には、これを地域連携パイロット事務所と位置付けまして、活動領域拡大の観点
からも地域連携の在り方に関する実践的検討を行ってまいります。

私からの御紹介は以上となります。

○中西参事官 それでは、私の方から企業分科会と海外展開分科会について続けて御説明
いたします。先ほどの一覧表の中ほどを御覧ください。

企業分科会で取り組む課題の一つ目の、企業における弁護士の採用促進については、こ
の10年間に企業内弁護士が約100人から1,000名近くに増加しましたので、その
経験を踏まえ、更に採用促進を拡大していくことが課題となっております。

日本弁護士連合会では、2008年以降、ウェブを利用した就職情報の提供として、ひ
まわり求人・求職ナビの運用を行っており、本年の企業団体登録申請件数は160件に上
っています。また、東京の三弁護士会を始め、大阪、兵庫などの弁護士会において、修習
生向けの就職説明会に企業用のブースが設けられており、本年10月に実施されました東
京三弁護士会合同の就職説明会では35の企業が参加しております。

こうした活動を更に拡充し、求人及び求職が双方への情報提供をよりきめ細やかに
行い、採用促進の支援を強化するため、本年度中に日本弁護士連合会内において、ひまわり
キャリアサポートオフィスを設置する予定です。

ひまわりキャリアサポートオフィスについては、15ページにポンチ絵がございます。
現在の準備状況としましては、ひまわり求人・求職ナビを利用している企業にアンケート
やヒアリングを実施し、ナビの運用状況について検討を行います。また、企業と弁護士の
マッチング活動の実情やノウハウについて、人材紹介業者からヒアリングを実施して
おります。

次に、課題の二つ目の、女性企業家・企業内女性弁護士支援について御説明いたしま
す。16ページにポンチ絵がございますので、一覧表と併せて御覧ください。

女性企業家の支援につきましては、女性の視点をいかした新規事業の開拓、いわゆる起
業の支援が社会を活性化する重要な課題となっております。その際、会計・税務問題や
労務問題だけではなく、法的サービスへのニーズの存在と支援の必要があるのではない
かという観点から、関連団体や事業者からヒアリングや意見交換を現在行っております。

また、企業内で働く女性弁護士の支援につきましては、現在、企業内弁護士に女性
弁護士の占める割合は非常に高く、約4割にも達しています。これは企業が、やりがいのある

仕事に加え、福利厚生面等で女性に働きやすい環境を提供しているからであると考えられまして、今後もこの傾向は続くものと見られます。そこで企業内で働く女性弁護士からのヒアリング等を通じて現状の把握を行い、ロールモデルの提供やネットワークの構築等を行っていく予定でございます。

次に、資料の17ページと21ページを御覧ください。課題の三つ目の法曹養成段階及び継続教育におけるカリキュラムの改善については、慶應義塾大学法科大学院において企業内リーガルセクションワークショップ・プログラムという講座がこの秋から開講されておりまして、この講座を本分科会の調査・検討対象とさせていただきます。

この講座は、22ページに記載のとおり、企業の法務担当者をゲスト講師として招き、企業法務部で働くことを意識した内容となっております。担当教員からのヒアリングや授業傍聴等を行っております。また、こうしたカリキュラムを他の法科大学院でも広げていく働きかけを現在始めております。

また、弁護士のための研修として、弁護士会の企業法務向け研修講座の開設に加え、法科大学院における展開・先端科目の授業で弁護士の研修に適切なものを弁護士も受講できる仕組みについて検討しております。慶應義塾大学では、来年の春から弁護士等に向け一部の講座が開放されるということがございます。なお、日本弁護士連合会では企業内に勤務する若手弁護士向けの研修を行うことも検討しております。

続きまして、海外展開分科会の取組について御説明いたします。一覧表の下の方の段を御覧ください。

海外展開の分野で、分科会の構成員を初め各方面から共通して指摘されている重要課題としまして、グローバル化に対応できる語学力の強化を含む人材育成の課題がございます。人材育成については18ページにポンチ絵がございますので、一覧表と併せて御覧ください。

日本弁護士連合会では、若手弁護士が海外に出るための取組を行っておりまして、本年1月には香港の弁護士会との間で、弁護士登録後10年以下の弁護士を交換インターンとして相互に派遣し合うという覚書を締結しました。これは現地香港で法律実務研修を行うものでありまして、年に1回、配属期間を2週間として4人の交換インターンを実施するということになっています。また、駐日国際機関でのインターンの促進に向けても取り組んでおりまして、既にILOや赤十字国際委員会でのインターンが実現しております。

そのほか、人材育成の取組としまして、日本弁護士連合会では国際分野での活躍を目指す弁護士、法科大学院生、司法修習生を対象としたセミナーの開催、公益活動を対象とした英米の提携ロースクール合計4校への留学推薦制度。これは通算40名の弁護士がこれを利用しております。また、国際法曹協会（IBA）等の国際会議への参加費用の一部補助等の取組を行っております。

なお、法律分野についての英語力の習得を目的とした弁護士向け研修講座を日本弁護士連合会において開講する準備を進めていると聞いております。さらに、企業内の場合と同

様、法科大学院段階でも展開・先端科目等で国際化を意識したカリキュラムを開設しまして、これを弁護士の研修にも利用できるよう、法科大学院との協議を進めていきます。

次に、9ページのポンチ絵を御覧ください。取り組むべき課題の二つ目の、法曹有資格者の海外進出の促進・拡大につきましては、現在、法務省において法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究の実施を平成26年度の予算で要求中です。これは日本企業等の海外進出が進む中で、企業及び法人が国際的な法的問題に遭遇するリスクが高まっているということ踏まえまして、政府として司法支援体制の整備を進めるために調査研究を実施するものです。予算が認められた場合には、平成26年度中に法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣して調査研究を行います。

このほか、法曹有資格者の海外での活動促進につきましては、国際機関等で日本の法曹有資格者の採用が促進されるよう、日本弁護士連合会と外務省の国際機関人事センターとの間で本年12月から協議を開始しております。

取り組むべき課題の三つ目の、弁護士による中小企業等の海外展開支援の拡充について御説明いたします。19ページのポンチ絵を御覧ください。

日本弁護士連合会では、中小企業の海外展開が急速に進む中で、これを国内で法的側面からサポートすべく、平成24年5月からJETRO、東商、日本政策金融公庫、信金中央金庫、日本政策投資銀行、JBICとの連携を進めつつ、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5都府県におきまして、中小企業に対し国際的な企業法務・取引法務の経験のある弁護士を紹介する制度を開始しております。この制度では、中小企業がJETROや東商等に相談した際に、必要と判断されれば本制度の紹介を受けて弁護士に紹介できる仕組みとなっております。

本年11月までに100件を超える問い合わせがございまして、65件の相談を実施していますが、そのうち継続相談案件が9件、弁護士受任案件となったものが15件ございまして、これは一般の法律相談よりも高い受任率と言われております。したがって、法的問題が切迫した段階で相談に来られるケースが多いわけでありまして、潜在的にはまだまだ広範なニーズがあるというふうに見られます。今後はこの紹介制度を5都府県以外にも広げていく予定でありまして、現時点で新潟県を初め地方展開を検討しております。

なお、企業の海外展開につきましては、各省庁においても支援の取組が検討されていると聞いておりますので、各省庁とも連携しながら積極的に取組を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○大場室長 それでは、顧問の皆様の意見交換の前に、今の説明に対して御質問がありましたら伺いたいと思います。

どうぞ。

○阿部顧問 法テラスについて、この鹿角市のように地元から設置の要請があるというのは何例ぐらいありますか。

○大場室長 それでは、松井参事官お願いします。

○松井参事官 私が把握している限りでは、かつて長崎県の大村市から1件あったと承知しておりますが、その他は承知しておりません。

ちなみに、その大村市につきましては、現実には司法過疎地域事務所というものは設立されておられません。

○大場室長 御質問がなければ、意見交換ということで納谷座長の方をお願いしたいと思います。

○納谷座長 それでは、御意見がありましたらいただきたいと思いますが、どなたからでも御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 先ほどの数字でございしますが、もう少し自治体から要請があるかなと思ったのでありますけれども、そういう意味では法テラスという仕組み自体が、まだ十分に知られていないのかなと思います。自治体に対する宣伝のようなことをもう少しされたら、実際にニーズはあちこちにあるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 この問題に関連してですけれども、せっかく市民の声を代表する鹿角市長からの要請ということですので、これは大切にすべきでありますし、今後、財政上の問題とかいろいろな問題点があると思います。それを克服されるのだらうと思いますが、テストケースになろうかなと私は思うので、その進捗状況を含めて、私は関心を持っておりますので、その都度、報告していただいたらなと思っております。

以上です。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 この国・自治体・福祉等の分野で、正に市民生活に直結のところ、今までも御説明にもありましたように、国や弁護士会等で様々な努力はされてきていると思いますが、全国で市民のニーズに十分応えるにはまだまだやれること、やるべきことはいろいろあると思います。高齢化が急速に進みますし、消費者被害等も増えるばかりですので、対応は急がれると思います。実践的な取組に早く取りかかって、それがまた全国に広がっていくことを望んでいます。

今回の鹿角市の要請で、法律相談等の市民ニーズに十分応え切れていないという高い問題意識があって、特に高齢者の司法アクセスが困難な地域であるといったことを重く捉えて、市内に弁護士が在住する、そして、自治体や福祉の現場と密接に連携して問題解決等を図っていききたいという、この構想はとても実現していただきたい問題でございまして、法テラスがこの分野を開拓することを期待するもので、是非効果を上げてほしいと思います。

今までは恐らく、こうしたところのニーズには法律家の方がボランティア的に活動して役割を果たしていることが多くあるのだらうと思われま。今後の持続可能性等を考えれ

ば、きちんと国の施策として制度化をして、全国の弁護士が適切に地域で活躍できるようにする。それと、市民が経済的な負担等を心配して相談等を躊躇してしまう前に、いつでも相談に駆け込めるような環境の整備に努めていただきたいと思います。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今の御説明について申し上げます。活動領域の拡大についていろいろな取組をされていまして、その努力は評価したいと思います。しかし、正直に言って、例えば、研修とかインターンとか検討中などというものが多いわけです。今検討されている活動領域の拡大とは何かといえば、法曹人口の増大に対応する活動領域の拡大という必要性だと思えますけれども、まだまだ経済ベースに乗るような話でないわけですね。ですから、もう少しそういう取組を、各行政・自治体、あるいは企業等のニーズをしっかりと捕まえて、そして法曹としてどういう売りがあるのかということを整理しないと、善意のプロボノ的な、あるいはボランティア的な活動になるのではないかと、それは立派なことなのですが、それでは法曹人口の増大ということには対応できないだろうと思えます。

例えば、国とか自治体で我々が何ができるかといえば、すぐ思い付くのは法令の立案とか、行政処分の審査とか、あるいは紛争案件の対応とか、そういうものだと思うのです。そういうことができるということをきちんと行政なり国なり自治体に訴えていくことが必要だと思います。そうしないと、持続性のある取組にならないと思えます。

○納谷座長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 この一覧表を見ましても、活動領域の拡大というものはまだまだ、ようやく走り始めたかなという制度・仕組みが多いなと思っています。この中で我々は、前から申し上げているように、国や地方公共団体の財政的といいますか、制度的な支援が一番重要ではないかなと思っています。

今、鹿角市からの要望がありましたけれども、これも、赴任したスタッフ弁護士などに様々な問題を一緒に活動してくれということで、個別事案としてはそれはそれでいいですし、また、そういう過疎・偏在対策は今までも日本弁護士連合会もずっと取り組んでまいりましたし、法テラスの関係でも、私も1年目の弁護士を、スタッフとして派遣するための養成協力事務所として毎年受け入れているわけでありますから、そういう活動については十分認識はしております。

ただ、これも確認しておきたいのですが、日本司法支援センターの活動領域の基本は裁判業務なのです。行政手続とかそういうところの活動は基本的には認められていないわけなのです。この法テラスの活動領域を制度的に増やす、そういうふうに財政措置を付けることがこの活動を飛躍的に増大させる根本であるわけなのです。ですから、そういうことを根本で考えていただきたいと思います。

ですから、鹿角市に行っても、スタッフ弁護士は生活保護手続とか労働関係とか労災手続とか、そういうものには基本的には関与できないという仕切りになっているわけですから、そういう枠を取り払う運動も併せてよろしくお願ひしたいと思えます。行政分野につ

きましても、例えば鹿角市に弁護士を採用してもらったら、ある意味でいいわけですね。地方公共団体に弁護士が入るといっても、これも財政的な措置でありますけれども、これもやはり制度を作るといことが肝心なのではないかなと。

それから、海外支援につきましても、私はオーストラリアの弁護士会から聞いたのですが、オーストラリアではODA資金で、東南アジアに進出したオーストラリアの法律事務所補助金を出す、財政的支援をする。それはなぜかといいますと、企業の海外支援には弁護士のインフラが必要不可欠であるという考え方から、インフラ整備として補助金を出しているということがあります。人材育成ももちろんしかりですけれども、そういうこともかねて、今後とも政府としても是非ともそういう体制整備の方もよろしくお願ひしたいと。このように思います。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 どういう法曹が派遣されるといいますか、新しい活動領域で活躍するかという話なのですが、私は本籍は裁判所だったので、長年、法務省に出向しておりました。そのときの経験を踏まえていいますと、例えば国の行政機関あるいは自治体に行く場合でも、やはり即戦力が求められるのです。そうしますと、修習を終えたばかりの新規登録の弁護士はまだ仕事をする力がないわけですから、そういう人がもし国とか行政に行くのであれば、ある程度トレーニングを積む機関あるいは組織がないと使い物にならないのではないかなと思います。

例えば、自治体、鹿角市が採用するかどうかは分かりませんが、もし採用したとしても、修習終了直後の人であれば、それは一般の学卒者と変わりません。ただ法律の知識は詳しいというだけの話なのです。ですから、やはり弁護士として、ある程度の実務経験を積まないと使い物になるような力はないのではないかなと思います。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 活動領域の拡大の余地は、基本的に自治体にあるのではないかなと思います。それにも関わらず今の取組状況を見ると、まだシンポジウムとかアンケートという、動き出す前の段階みたいな話が並んでいるので、もう少し前に進めていただきたい。

具体的には、都道府県と政令指定都市には必ず置くことを要請できるのか、あるいは最後は予算措置なのでしょうから、基準財政需要の中にそういう人件費を盛り込むような要請をすとか、もう少し、実際に動く話を進めていただかないと、シンポジウムやアンケートもいいですけれども、先の話になかなかつなげていかなことを危惧しております。

○納谷座長 自治体に入った弁護士の数とか、そういう実数は分かるのでしょうか。かなり増えてきているのではないかなとは思いますが。

○中西参事官 2013年現在で120人です。これは2005年当時で60人ですから、企業に比べるとそれほど増えていないです。

○納谷座長 その伸びていない原因ですが、何かネックになっているものがあるからですか。そういうことについて、企業に入るより伸びが小さいという原因が何か。分かっている

るところはおありでしょうか。

○中西参事官 伸びていない原因というのはちょっと難しいですけども、やはり定員の削減の問題とか、そういう予算上の問題がやはり大きいのではないかと思います。

○納谷座長 松本副室長、どうぞ。

○松本副室長 種々あるかと思いますが、やはり自治体全般に有用性というものが必ずしも十分に認識されていない。もちろん、基本は自治体が予算から雇用されるわけですので、有用性が認識されていない中で、基本、法曹有資格者がいない中で自治体が回ってきたところに、有資格者を採用してでもこういうことをやってほしいのだというところが必ずしも十分ではないのではないのかなと思います。

試行の点も、先ほど吉戒顧問がおっしゃられた中で、いろいろ実践をしていきたいと思っておりますが、試行するに当たって、司法修習を終了したばかりの弁護士をいきなり送り込むわけにはいかない。そうなりますと、ある程度、経験を積んだ弁護士をとということになるのですけれども、被災地自治体という、これは予算は自治体持ちではなくて、総務省が予算をつけてくる。したがって、自治体には何ら負担がかからない、非常にそういう意味ではありがたい枠組みが既に存在するのですけれども、ある程度、経験を積んだ弁護士を試行で行ってもらう、あるいは試行という位置付けでなくても、そういう被災地自治体に行ってもらおうというのはかなり勇気が要るといいますか、当該弁護士の先生にとっては事務所との関係とかいろいろございまして、なかなか手が挙がりづらいというところもございまして。

こういうところも含めて、では、試行でどんどんやれるのかといいますと、こちらはいろいろ積極的にアピールはするのですけれども、動きがどうしても遅くなってしまいう現状でございます。

○納谷座長 私は、これから企業はもちろんですけども、自治体もコンプライアンスの問題があって、弁護士関与の有益性は必ずあると思うのですよ。問題は、そこを認識して企業などが入り込むかどうかということです。これからは法律問題に関して十分な対応をしなければならない時期が来るといいます。そういうことは今から考えておかなければならないのではないかと思います。だから、お金をつけてもらうためのいろいろな対応というものは、どこから、どう働きかけていくかということが、これから大切なのではないかと私自身は思っております。

それで、先ほどから鹿角市のことについていろいろ、おもしろいというのでしょうか、試みをしていくに値する申し出だからということの言葉が出ていますけれども、これについて、どういう具合に我々は支援したらいいか。意見があれば、お願いします。もちろん吉戒顧問のように、体制ができるまで、もう少し慎重に考えておかなければならないところもあることは確かなのですけれども、どこかにモデルがなければ物事は進んでいかないと思いますので、そこら辺について、もし議論がありましたら伺いたいと思っております。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 鹿角市がそういう形でやっていただくのは大変いいと思うのですが、例えば相談の窓口あるいは場所を置くのであれば、市の方からどういう場所を提供していただけるのかとか、ある程度、ギブ・アンド・テイクが必要だと思うのです。そこら辺りはきちんと言わないと、善意だけでは物事は進まないのではないかなと思います。

それから、派遣される方の報酬・給与も考えないと、持続性がないと思います。それから、日本の弁護士会の会費というものは相当高いわけです。そういう負担がどうなるのかなという気もいたしますし、いろいろな経済的なこともあるので、そういうものをきちんとやらないと物事は進まないということを申し上げたいわけです。

○納谷座長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 法テラスのことについては、ここに法務省の方がいらっしゃいますから、もちろんよく御承知だと思いますが、日本弁護士連合会で関与してきた者からすると、こういう要望は今までもやはり幾つかあったと認識しています。それについては、できるだけ期待に応えるということで地元弁護士会などにも連絡して動いてきたと思います。

ただ問題は、先ほども申し上げましたように、養成の機関でありますとか、あるいは現地に派遣された弁護士を地元弁護士会もサポートする。そうでないと1人だけ行っても、何か大きい事件が起きたときにはとても1人で対応できませんし、もちろん、1人だけでは相手方に付く弁護士がいないわけでありまして、また、1人でそこへ行かれた方も、やはりずっと永住したいという方は少ないものですから、3年か4年ぐらいで帰っていきたい。そうすると最初の人が行きましたが、次はおしまいですというわけにはいかないのです、永続的に送り出すシステムであるとか、そういうことを構築しなければならない。

日本弁護士連合会はそういうことを構築しながら、様々な過疎・偏在対策に協力してきたと思います。そういう流れの中で、この種の問題も解決していけばいいのではないかと考えています。

○納谷座長 市のパイロット事業ですから、何かにつけて問題があるのではないかという危惧があることは私も承知しています。けれども、やはりこういうパイロット事業の種を大事にして一つずつ経験を積み重ねていくことも、これからの法曹養成ということを考えたら必要なことではないか。懇談会でやっておられるとは思いますが、日本弁護士連合会だけではなくて、どういう具合にしたら具体的にこのモデルを実効あるものに進めていくことができるのか、どこでやるのかなど、それを御検討いただけたところがあるのでしょうか。

○鈴木参事官 別途、有識者懇談会におきましては、この点を主要なテーマとして扱っているところがございますので、またそちらの方の御議論の状況も適宜報告をいたしてこうというふうに考えているところがございます。

○納谷座長 鹿角市のケースは一つの試みですけれども、いろいろな意味で職域を拡大するというのは今までやっていなかったことがたくさんあるわけなので、後退するのではな

くて、少しずつでも実現するためのプロセスとか目標とか手段とか、そういうことの検討を有識者懇談会の方でやっていただいて、随時、この顧問会議にも報告してもらいたい。何らかの形で我々も意見を述べる機会があれば、うれしいなと思っております。

○鈴木参事官 法務省といたしましても、来年夏頃までには有識者懇談会等の状況をこの顧問会議に御報告できるように鋭意進めていきたいというふうに考えております。

○納谷座長 夏休み前にも何回かあると思うので、その都度、全部まとまらなくてもいいですから。分科会が三つあり、それぞれ質が違うところもあるでしょうから、推進室と御相談して、切り分けをできるなら、それをしてでも、この場で意見交換できるような資料を提供していただければありがたいなと思います。

宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 鹿角市の個別案件について、それはパイロットプランとしてやるということについて、別段、足を引っ張るつもりは全然ありませんし、今までそのような事業をしてきたわけですから、それはそれで結構なのですけれども、それを実現するというで、本来、制度として改善していかなければならない制度的な、あるいは財政的な、そういうものについて、きちんと配慮して、領域拡大を進めていただきたいと思っています。

○納谷座長 皆さん御存じだと思いますけれども、例の意見書が出たときは、正しく、こういう過疎地のために我々はどういう具合に法曹の方から対応していくか、法曹教育でどうするかということが原点でしたが、ここは10年近く経ってまだまだ浸透していないところが多々あります。この見直しを全体でしている今、この問題についても、この顧問会議でもうちょっと前向きに、この点はこういう具合にしたらどうだということを提案できると思いますか、いろいろな関係者にお願いすることはあってもいいのかなと思いますので、随時御意見をいただきたいと思っています。

時間ですので、今日はこの程度にしておきたいと思いますが、何か特別に御意見がございましたら受けたいと思います。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 ちょっとだらだらした話になるかもしれませんが。

10年ほど前に医療刑務所に行ったことがありました。そこの所長さんといろいろ話をしたところ、高齢者の受刑者がいる。その人たちが当然、満期出所になってしまうのです。そうするとどうなるのかといいますと、帰るところがない。それで、またすぐ犯罪行為を犯してしまう。その犯罪行為の内容は窃盗であったり、あるいは無銭飲食といった、非常に軽微なのですけれども、その繰り返しである。どうも、医療刑務所が障害を持った老人の医療施設に転化してしまっている。あるいは、養老院になってしまっている。これはそれでいいのだろうかということを問題提起されたことがありました。

つらつら考えるに、やはり福祉との関連をどうするのかとか、他の病院との関係、治療との関係をどうつなぐのか、あるいは仕事ができる人であれば、その仕事をどうするのか、そういった問題点が非常に多々あるのです。これは老人の刑余者、刑が終わった人に限る

問題ではないのです。やはりこれから高齢化社会がますますひどくなりますし、自分で手を挙げてクレームを言ったり、いろいろ主張することができない人たちも、これはものすごく潜在的にいるわけです。これらの人にも広く、法律の救済の手段であるとか、そういうものを与えて、救済の手段を施すといいたいまいしょうか、与えるといいたいまいしょうか、やはりそういうことをしていけないといけないと私は思うのですが、そのための法曹の方の役割はあるのではないかと。

あるときに、司法ソーシャルネットワークというものがあまして、そのワーカーとして、あるところでは弁護士も相当活躍しているということも聞きましたので、そういう面でのソフトとハードの面の整備も含めてやっていただきたいなということも一言申し上げたいと思います。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 一言だけです。

この活動領域ということにとどまらずに、司法が国民にとって身近で頼りがいがあるものとするために何が必要かということについては、いま一度、国や弁護士会、また、幅広い人で議論する場が必要なのではないかなと感じます。

○納谷座長 そうですね。それにもう一つは、法科大学院の方でも教育問題として、いろいろカリキュラムその他でこ入れをしなければならない部分もあるのではないかと思います。

それから、慶應義塾大学とかその他でありますように、終わった後の継続的な教育というのでしょうか、そういうことも考えて、新しい芽をどういう具合に伸ばしていくかということも、文部科学省の方でしょうか、中央教育審議会の方で少し検討していただいて、法科大学院の在り方も考えてもらう必要もあるのかなということも考えております。

ですので、是非この問題は継続して、次回以降もやっていきたいと思いますが、今日のところはこのぐらいにさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 どうもありがとうございました。

○大場室長 ありがとうございました。

この問題につきましては、御案内のとおり、長年議論されている法曹有資格者の活動領域の拡大の問題でありますので、個別案件も含めて進捗状況についての報告をしてほしいというお話がありましたので、また顧問会議の、夏といわずとも、次回の顧問会議のときには、そのときの進捗について御報告いただければと思っております。何よりも、既に議論の段階から実践の段階に来ていると思っておりますので、それは推進室も法務省も理解した上で進めておりますけれども、また次の顧問会議でも報告していただきたいと思っております。よろしく願います。

ありがとうございました。

それでは、残りの時間につきましては、第4回までの顧問会議で御議論いただいていた

ことを総括いたしまして、言い足りなかった点なども含めて、法曹養成制度全般につきまして自由に御議論いただければと思っております。

その前に、御説明したいことが3点あります。

まず1点目ですけれども、前回の顧問会議で吉戒顧問から文部科学省に御要望のあった点につきまして、文部科学省の常盤審議官から御説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○常盤審議官 それでは、前回お尋ねがございました件について御説明させていただきたいと思っております。お手元に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」というものが本編の資料とは別に配布させていただいておりますので、それを御覧いただければと思っております。

先週開かれました第4回顧問会議におきまして、公的支援の見直しの更なる強化策に関しまして、現時点のデータで得られる分類の状況であるとか、あるいはこれまでの公的支援の見直しの仕組みによる効果との比較等についての御質問をいただいたところでございます。この点につきましては現在精査中ではございますけれども、そのおおむねの規模感について御報告させていただきたいと思っております。

規模感について御説明する前に、いま一度、今回公表した強化策の仕組みやその考え方について、まず御説明させていただきたいと思っております。今、お示しいたしましたお手元の資料の4ページを御覧いただきたいと思っております。この資料自体は前々回の顧問会議でお配りさせていただいたものと同じでございます。

この配付資料の4ページに記載されております指標でございますが、前回の会議で御説明いたしましたように、これらの指標については今後の各法科大学院での取組によって変動する要因が含まれておりますので、その点について、まず御説明したいと考えております。

具体的には、この指標の①と②でございますけれども、これは司法試験の合格率でございますので、来年9月に公表される予定の直近の司法試験の結果まで含めて用いることとすることがございますので、一つの変動要因となると考えております。

また、指標の③と④でございますが、これは今後の入学定員の設定や、あるいは来年4月の入学者の状況によって、これもまた変動することになるということでございます。特にこの③の指標でございますけれども、この入学定員の充足率の指標というものが恐らく一番大きな変動が想定されるものかなと思っております。この指標は、そもそも、各法科大学院がより高い基礎額の獲得を目指して、入学定員の削減を促進することを期待して設定している指標でございますので、入学定員の削減が進みますと、ここでの指標に基づく点数が大きく変わってきてしまうということがございます。

⑤の指標につきましては、地域配置等の指標ですので、ほぼ変動する可能性はないと考えております。

今、申し上げましたように、特に指標③の入学定員の充足率の指標を中心として変動の

可能性がありますので、現段階において、それぞれ第1分類から第3分類に何校該当するのかということをお示しするのは実は非常に難しい面があるということでございます。その点について、ちょっと長くなりましたけれども、まず御理解をいただきたいと思っております。

そして、特に私どもが何を気にしているかと申しますと、先月この枠組みを公表したときの報道において、ここで分類するものがあたかも法科大学院のランキングであるというような報道がなされておまして、文部科学省として現段階で確定しがたい情報を提供することで大学生の方々に対して不利益を与えるなどのことがないように、慎重に扱うべきではないかということも考慮しているところでございます。

ただ、このようなことを前提といたしましても、今後の顧問会議での御議論に資するために、現時点でのデータに基づく数値と、今後どの程度変動する可能性があるかということについて御説明したいと思います。

前置きが長くなりましたけれども、資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。ただいま御説明したような変動要因がありますし、司法試験の合格率の動きもございまして、ここでは入学定員の充足状況の変動可能性を考慮した試算も含めて、口頭で御報告させていただきたいと思っております。その点をお許しいただきたいと思っております。

まず、この右側に類型として第1類型、第2類型A、第2類型B、第2類型C、第3類型とあるわけですが、まず第1類型でございます。ここは次の6ページもあわせて御参照いただきますと、この第1類型については、基本的には司法試験の合格率が全国平均以上の法科大学院が含まれることとなりますが、学校数については、現時点でのデータに基づいて試算をいたしますと、この第1類型に該当する学校は13校になるというふうに試算ができます。それに加えて、今後、更に入学定員について各大学院で見直しが進む可能性がありますので、その入学定員の充足状況の指標が変動する可能性を加味して考えた場合の変動幅のようなものをもってみますと、おおよそ13校から15校程度がこの第1類型に該当するのではないかと考えております。

次に、第2類型でございます。基礎額が80%から60%というレベルに減額となる第2類型でございますが、全体として現在の状況で当てはめてみますと、43校が該当すると考えております。それから、更に適用時点での変動可能性として、おおよそ41校から45校程度が該当するのではないかと考えております。

第3類型でございます。これは基礎額について、平成27年度は50%、平成28年度以降は100%減額となる第3類型でございますけれども、ここの対象となりますのは、基本的には司法試験の合格率が全国平均の半分未満といった、課題が深刻な法科大学院が対象となる可能性が高いわけでございますが、それにここの類型については地域配置や夜間開講を配慮するということになっておりますので、対象から外れるところも出てくると考えます。

そのように考えた上で、現状で当てはめてみますと、既に学生募集停止を表明した8校

を含めまして、現在の計算では18校となります。また、他の類型と同じように入学定員の設定の見直しなど適用時点での変動可能性の幅ということで考えますと、おおよそ16校から18校となることを見込まれると考えております。

次に、第2類型については、更にA、B、Cと3つの内訳がありますので、その点についても御説明したいと思います。

くどくなりますけれども、まずお断りしたいのは、この第2類型については司法試験の合格率では、今、第1と第3については申しましたが、その間になりますので、基本的には全国平均の半分以上の法科大学院が対象となろうかと思っております。ただ、ここでのA、B、Cは司法試験の合格率の差というよりも、むしろ入学定員の充足状況が反映するという仕組みとなっております。ですので、ある意味、基礎額に段差をつけることで入学定員の見直しを促進しようという政策的な分類にしておりますので、第1、第2、第3という分類と、このA、B、Cという分類の性格は異なるということをまずお断りしておきたいと思っております。また、入学定員の充足状況が影響を与えるので、見直し状況によってそれぞれの学校数も大きく変動するという点も御理解いただきたいと思っております。

その上でA、B、Cの数について現状で申しますと、Aが6校、Bが8校、Cが29校となります。ただ、今、申しましたように、ここは入学定員の見直しによって大きく影響を受けますので、適用時点での変動可能性を考慮しますと、Aはおおよそ4校から15校の幅、Bはおおよそ2校から22校の幅、Cはおおよそ16校から31校の幅で変動することが見込まれております。非常に大きな変動幅があることを御理解いただきたいと思っております。

前回の顧問会議から御要請いただきましたのでお示ししておりますが、今、申しましたように、試算すること自体が非常に難しい点もあるものですから、あくまでも議論の参考値として考えていただければありがたいと思っております。

もう1点だけお断りいたしますと、今、申し上げました数値は、繰り返しになりますけれども、入学定員の見直しを考慮した場合の変動幅でしかありませんので、司法試験の結果などによる変動ということは更に考えられますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

次に、見直しによる影響額についても前回お尋ねをいただきました。その点についても御説明をしたいと思います。これは資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

この点につきましては、1ページ目の下から2つ目の○にありますように、今回の強化策では、国立大学につきましては運営費交付金のうち、法科大学院に係る教員経費相当額を対象としております。この点については、従来は法科大学院設置時に新たに措置した額を対象としておりました。

ここは資料がなくして申し訳ないのですが、具体的に申しますと、例えば小規模な法科大学院を想定いたしますと、従来は実務家教員3名の給与相当額が対象でございましたが、今回の強化策では必置専任教員数12名の全てを対象としておりますので、従来の対象額

と比較いたしますと、おおよそ4倍に引き上げられているということでございます。また、私立大学については、経常費補助金の特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額を対象としておりまして、国立大学と同様、今回の強化策では従来の対象額と比較して、おおよそ4倍に引き上げたところでございます。

今、対象額を約4倍に引き上げたというふうに申しましたけれども、それに加えまして、先ほど御説明いたしましたように、削減対象となる法科大学院の数も、従来の仕組みでは最大の削減額となった法科大学院が2校でございましたが、それに対して今回の強化策では、先ほど申しましたように、第3分類に当たりますところは最大でおおよそ16校から18校となる可能性がございますので、影響額とともに対象範囲も広がられているということについても御理解をいただければと思っております。

全体といたしまして、予備試験の志願者が増えて、法科大学院の志願者が減っている中で、今回の措置によりまして中下位校ほど学生募集への影響は大きく、補助金だけでなく授業料収入も減少が見込まれますので、私学への影響は大きいと思えますし、また、加えて学内の他部門の収入を法科大学院の、言ってみれば赤字の穴埋めに使うということは学内で大きな議論になることも予想されると思っております。

今回の強化策では、第1類型であっても基礎額は90%に減額されます。そこから類型ごとに10%ずつ段階的に削減されることとなりますので、加算の可能性のある取組を提案しなければ全ての法科大学院が減額の対象となるということとなりますので、従来と比べますと格段に厳しい措置になっているのではないかと考えております。

それから、今回の強化策につきましては、閣僚会議決定に基づきまして、課題の深刻な法科大学院の組織見直しを促進することと、入学定員と実入学者数の差を縮小することが狙いとなっておりますが、法科大学院全体の規模に関しては、法曹人口の規模であるとか予備試験の扱いなど、法科大学院に大きく影響を与える他の要素とあわせて、その検討を進めることが必要であるという点についても是非御理解をいただきたいと思っております。

口頭の説明で長々となりまして、大変恐縮でございましたが、前回の御指摘に対する御報告とさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○大場室長 ありがとうございます。

吉戒顧問、今の御説明でよろしいでしょうか。

○吉戒顧問 前回、文部科学省の方にお願ひしましたものの、ゼロ回答かなと思っておったのですが、今、御説明いただいたので、一定の前進があったかなと思えます。

確認させていただきたいのは、今のお話の前提の、現時点のデータというものは、当然だと思えますが、平成25年までのデータということですか。

○常盤審議官 入学定員の充足については、平成26年の見込みの数字まで入れております。

○吉戒顧問 もう1点ですけれども、いろいろな制約がある中で慎重な御発言だと思えますが、やはり国立大学と私立大学は、公的支援の在り方が違うので、できましたら国立と

私立の内訳は説明できないのでしょうか。例えば第1分類で13校とおっしゃいましたね。その中の国立と私立の内訳というものはどうでしょうか。

○常盤審議官 済みません、今、手元に用意してありませんので、申し訳ありません。

○吉戒顧問 公的支援の在り方が違うので、その内訳も知りたいということです。

○常盤審議官 一つ言えますのは、先ほど申しましたように、もちろん入学定員の充足状況とか、そういうところでポイントで違ってくる部分はありますけれども、大きく言いますと、第1類型に入っているところは司法試験の合格率が、累積合格率が全体の平均を超えている法科大学院。それから、第3類型に入っているところは全体の半分に満たない法科大学院ということです。おおむね合格率の分布の中での国立と私立の関係を見ていただくと分かると思います。

今、手元に資料がないものですから、不十分な説明で申し訳ありません。

○納谷座長 前に資料を出していたから、かつて、ここに出された資料で、各大学の合格率がどのぐらいになっているかという一覧表がありましたね。それで見れば、おおむねの傾向はつくとは思います。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 私がこういうお願いをしたのは、せっかく平成27年度から取り組まれるための指標と点数の配分をお示しになったので、それは恐らく各法科大学院ももちろんやっているとしますし、いろいろな機関がシミュレーションしているので、そういう中で、この顧問会議ではその数字が全然出てこないというのはどうかなと思ひましてお願いしたわけなのです。この問題は法科大学院の方では非常な危機感を持って取り組んでいただきたいと思ひます。そして、その取組が、大学の中の法科大学院の関係者だけが知っているのではなくて、大学の理事者にも分かってもらいたいという意味もあります。

それから、法科大学院の在校生の問題ももちろん、これありですけれども、これから受験しようという学生にとっての一つの情報提供という意味合いもありまして、お願いしたわけなのですけれども、今日は一歩前進していただきましたので感謝申し上げますが、そういうふうな説明をこれからも丁寧にやっていただきたいと思ひます。御説明どうもありがとうございました。

○大場室長 他はよろしいでしょうか。

それでは、今日は具体的な5分類の数字までいただきましたので、イメージとして皆さん、随分具体的になったのではないかと思います。

ありがとうございました。

次に推進室の方からですが、司法試験法の改正案などについて御報告させていただきます。

○松本副室長 席上配付資料の資料2、通し番号では33ページを御覧ください。

この中段以降に記載しております「今後の方針」のところでございますが、前回の第4回までの法曹養成制度改革顧問会議におけます議論などを踏まえまして、推進室といたし

ましては以下のおりの方針としたいと考えております。

まず、平成26年の通常国会に法案を提出いたしますのは、1の事項、すなわち法曹養成制度関係閣僚会議で既に決定されております受験回数制限の5年間に5回への緩和、さらに、司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定する。この事項のみとしたいと考えております。

さらに、この法曹養成制度関係閣僚会議決定の2の事項、すなわち論文式試験の科目の削減とか、予備試験制度の在り方につきましては、司法試験の論文式試験科目から選択科目を廃止することや、これと関連する予備試験科目の変更を含めまして、法曹養成制度改革推進室において引き続き検討したいと考えております。

以上でございます。

○大場室長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

吉戒顧問、お願いします。

○吉戒顧問 いろいろ議論して、こういう形でまとめていただいたのは大変結構なことだと思います。法務省では来年の通常国会にたくさん法案を出される予定やに聞いておりますので、そういう中で是非提出して、法案審議をしていただいて、成立していただきたいと思っております。そうでなければ、更に司法試験改革が先延ばしになると思っておりますので、推進室は法案準備で大変だと思いますけれども、御努力をお願いしたいと思います。

それと、仮に来年の通常国会で成立した場合には、施行の時期はどうなるのですか。

○松本副室長 具体的な適用は、試験との関係、法案の成立時期と実際の来年の司法試験、あるいはその次の司法試験の募集との関係で、若干、今はまだ検討を継続しているところでございまして、またこの点も明らかになりましたら御報告申し上げます。

○大場室長 それでは、よろしゅうございますか。

次の三つ目になりますけれども、前回のこの会議におきまして、顧問の方々から司法修習生に対する経済的支援についての御発言がございました。そこで推進室から、現在の状況について承知しているところを御説明申し上げます。

○松本副室長 御報告申し上げます。

もう既に御案内の方がほとんどだと思いますが、現在の修習制度でございまして、約2,000人の修習生を2班に分けて、この2班はいきなり各地に、例えば神戸とか大阪とか、各地の実務修習地に散らばって、そこで研修を受けるという点におきましては共通でございまして。

ただ、最後につきまして、一つの班は最初に選択型修習というものを受けて、それに続いて集合修習を受けて、卒業試験である二回試験を受けるというスケジュールになっておりますところ、もう一つの班は逆に、先に集合修習を受けて、選択型修習を受けて、卒業試験を受けるというような形で2班に分かれております。もちろん、そういう中で修習生は移動を伴います。生活の本拠地から実務修習地への移動ということがございまして、生活している場所から、例えば神戸地裁への通勤とか、そういう中で諸経費がかかるところ

でございます。

こういう各種修習生が負担する費用につきまして、給費制の下と貸与制の下の状況を比較する形でまとめたものがお手元の資料3-1、通し番号でいいますと37ページでございます。ちなみに39ページの資料3-2は、先ほど申し上げましたA班、B班の移動の形態に合わせて、現在どういうものが支給になっているのかというものをまとめたものでございます。基本は37ページの資料3-1に基づきまして御説明申し上げます。

給費制の下では、給与として、本俸月20万4,200円程度が支給されておりました。これに対しまして、貸与制に移行後は貸与制の基本額というものが月23万円、希望者には貸与されるという状況でございます。これには結婚している場合とか、住居を借りる場合の、その要因によって、希望すれば一定の決められた加算がされる仕組みになっております。

そういう状況におきまして、給費制と貸与制の大きな違いは、給費制の下では給与法に関連します諸手当、例えば住居手当とか通勤手当というものが支給されておりましたが、貸与制への移行に伴って、一律、これらは支給されなくなりました。ただ、給費制の下でも給与法に基づくもの以外に旅費法の類推適用という位置付けで、移動にかかる交通費が支給されたり、あるいはある部分、支給されていなかったり、その類推適用が及んで支給されたものと支給されていなかったものがありますところ、これらについて一部継続して支給されたりしている状況でございます。

さらに最高裁判所におかれましては、検討会議の決定を踏まえまして、この資料の中段の上に、67期から転居の場合の引越代相当額が支給開始と記載しておりますが、この貸与制に移行後も、65期、66期はこの引越代が出ておりませんでした。旅費法の類推適用ということで、67期からは支給されることになったという状況でございます。

こういう諸手当の違いだけではなくて、中段にございます社会保険、給費制の下では裁判所共済組合の適用がございましたが、貸与制への移行に伴って国民健康保険等に切り替わっているという違いがございます。

支給についての御説明は以上でございます。

○大場室長 ただいまの説明について、御質問がありましたら頂戴したいと思います。また、これも含めて意見交換ということでやりたいと思いますけれども、特にこの点でということ御質問がありましたら。

それでは、宮崎顧問お願いします。

○宮崎顧問 ちょっと37ページで教えていただきたいのですが、今、この表を見て、よく分からないのですが、旅費は旅費法に基づくものとなったということですね。それで、修習初日のみ旅費が支給される。その後、ずっと出勤はしているというのか、この例でいきますと、居住地から実務修習地まで旅費は使っているように思うのですが、なぜ修習初日のみ支給されることになっているのでしょうか。

○松本副室長 済みません、詳細は把握しておりませんが、認識しておりますのは、給与

法の下では、初日、初めて実務修習地に出勤する場合、そこは旅費法の適用で初日に支給されていた。でも、それ以降につきましては通勤ということで通勤手当が支給されていた。そういう意味で、初日は旅費法で、それ以降は通勤手当ということがまず給費制の下での運用であったと認識しております。

それが貸与制に切り替わりまして、先ほどちょっと申し上げましたが、その通勤手当という手当が一律廃止になりましたので、最初の部分の初日についての旅費法に基づく交通費の支給というものは当然残っておるのですけれども、通勤手当で支給されている部分がなくなったというのが実態ではないのかなと思いますが、もし何か間違いがあれば最高裁判所の方から御説明をお願いしたいと思っております。

○吉崎事務局長 司法研修所の吉崎でございます。

まず、この資料3-1は推進室でお作りいただいたものですが、せっかくですので、これに沿って説明申し上げますと、この旅費の下の「※修習初日のみ」というのは、転居のない人に関して支給されるということでございます。転居がある人については、まさに遠方からの、例えば新幹線代を含めた旅費が出るということになります。それに見合うものとして転居のない人の1日目の交通費が出ているということでございまして、そういう意味では法的には同じこと、同じ支給がされているというふうに理解できるのではないかと考えております。

宮崎顧問の御質問はそういう趣旨でよろしければ、そこまでということになりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○宮崎顧問 では、もう一つ質問させていただいていいですか。

時々話題に上ります日額旅費なのですが、これが従前支給されていて、貸与制に変わって支給されなくなったという理由もちょっと確認させていただけますか。

○吉崎事務局長 まず、貸与制下において支給するものとは考えられないという立場で現在は日額旅費を支給していない理由を申し上げます。

簡潔に申し上げますと、いわゆる日額旅費と申しますのは、研修先での昼食代や諸雑費などについて支給されるという性質のものでございます。他方、貸与制の下での貸与金というものは、司法修習生に通常必要となる食費、その他諸経費を含めた生活費全般を賄うものということになっております。したがって、この貸与金とは別に日額旅費を支給することは、貸与制下では考えられないという立場でございます。

それで、給費制の下で払っていたのに貸与制の下で払わない理由は何かということですが、要するに給費制の下でなぜ払われていたかということと表裏の関係にありますので、その点を説明申し上げますと、給費制の下では本俸により賄われるべき経費の範囲について、他によるべき基準がないので、公務員に準じて考えられて、給与に加えて支給されていたということです。扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を支給するのと同様に日額旅費も支給されていたという実態がございました。

繰り返しになりますが、これに対しまして貸与制の下では、修習生にとって通常必要な

諸経費については貸与金で賄うということが制度上予定されていることになりますので、そのような諸経費を賄うものとして整理されている日額旅費は支給していないという取扱いで、この両者の取扱いは制度の変更に伴った取扱いとしては矛盾していないという考えでございます。

以上でございます。

○大場室長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 そうすると、貸与制になってから、貸与金の中には必要な諸雑費というもの、実費ですね、これも全部含んだ上の支給であって、給費制の場合はそういう実費部分はないから日額旅費として払っていたのだということになるのですか。

○吉崎事務局長 実費部分がなかったというよりは、本俸により賄われるべき経費の範囲についての、他によるべき基準がないために、公務員に準じて研修中の日額旅費が支払われる、それは集合修習中だけになりますけれども、そういう整理であったということに尽きます。

○宮崎顧問 それで、実務修習地では払われなかった理由は。

○吉崎事務局長 それは研修として出向いているという法的状態ではないからということになります。

○宮崎顧問 そういう仕切りであったからということですね。

○吉崎事務局長 はい。そういうことです。

○大場室長 よろしいでしょうか。細かい御質問はあるかもしれませんが、今日は法曹養成全般についてお時間を頂戴して意見交換をしたいと思っておりますので、この段階から法曹養成全般につきまして、納谷座長の方で仕切っていただいて、お願いしたいと思えます。

吉崎事務局長、ありがとうございました。

○納谷座長 そういうことで、今日で5回目ですけれども、時間の関係でいろいろ意見交換できなかったところもあると思いますので、そういうことを含めて御意見をいただく時間としたいと思います。終わりが16時ですが、その5分か、10分前ぐらいには大体の終わりのめどにしたいと思いますので、お時間をいただいて、自由に発言していただければと思っております。

どなたからでも結構ですが、どうしますか。宮崎顧問の方から出された提出資料というものは、この議題と関係するものでしたら、何か発言がありましたらいただけますか。

○宮崎顧問 修習生に対する経済的支援に関して、私の方からやはり経済的支援を考えるべきだという具合に申し上げてきたわけですが、検討会議で修習生の新たな身分とか在り方についての検討が行われたときに、必要があれば検討しようという仕切りになっているので、今は立法事実がないから、ここでは議論をしないのだと冷たく言われているのです。ただ、はっきり言いますと、検討会議でも次の顧問会議で、やはりこの点についても十分議論をしてほしいということが申し送られているということで、この発言記録を

持ってきているわけでありませぬ。

2 ページ目でしょうか、第 15 回検討会議の佐々木座長発言でも「この点に関する皆様方の意見や提言は真摯に受け止めるとともに、こうした御意見や提言を踏まえまして、新たな検討体制の下で御検討いただけるものと考えております」と。こういう形で色を変えてありますが、その上は経済的支援について非常に意見交換があったということで、この点についても是非ともここで、後継組織で議論をしてほしいという議論があったところがあります。

したがって、修習生の在り方とかそういうことについても、立法事実がないというのではなく、ここで大いにやはり議論をするべきではないかと。こういう具合に考えているわけでありまして、その議論の場を設けていただきたいと思ひます。

ただ、それはすぐには行かない議論かもしれませぬ。したがって、そういう意味で、そこへ至るまでの間、やはり経済的支援についても意見交換をして、緊急的な対応を行っていただくべきではないかというふうに考えているということでもあります。

以上です。

○納谷座長 ありがとうございます。

これまでの経過を踏まえた御意見がここに記載されているということですので、今日でこれが終わりになるわけではありませぬので、こういう文書に書かれているものも加味しながら議論していきたいと思ひます。

松本副室長、どうぞ。

○松本副室長 立法事実がないという簡単な言い方をしておられましたが、詳しく言いますと、この修習の具体的な運用の話というのは最高裁判所におかれても司法修習委員会で議論されております。そちらにおきましての修習の運用の実情で、修習生の地位・身分等について何らかの変動を加える必要があるという議論の状況になっているのかといひますと、少なくとも私が認識している限りでは、そういう状況にはなっておりませぬ。

その運用を踏まえた議論を無視して、抽象的に修習生の地位・身分を変えるという状況には至っていないのではないのかというものがこれまで推進室から御説明申し上げてきたところでございまして、現在まで、これは日本弁護士連合会に対しましても、そういう点が制度的な改変のところがあるのであれば我々に申し出てほしいという形で注文していったところがございます。

そういう具体的な運用に基づく、あるいは現状に基づく議論ではなくて、抽象的にこの地位・身分を議論するというのはなかなか問題ではないのかなというふうに考えている次第でございます。

○納谷座長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 最高裁判所の議論が進んでいないということですが、修習委員会の議論を見ておきますと、ほとんど今のところ、前期集合修習の導入に時間をとられておきまして、修習制度全般について議論の場がないということもあったのではないかとと思ひます。

さらに、こういう議論につきまして、最高裁判所の修習委員会だけで議論をして済むものなのかどうか。やはり私としては、法務省あるいは推進室、日本弁護士連合会などを交えて、新しい制度的な在り方について議論をする場が必要ではないかと考えます。

もちろん、具体的な案を出せと言われれば出しますけれども、それがにべもなく断られるようでは余り意味がないと思いますので、やはり十分、議論の場を踏まえて制度作りをさせていただきたい。その場を是非ともいただきたいということでございます。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 経済的支援の話が出ていますので、記憶を喚起して申し上げます。

実は、私、給費制から貸与制になるときの司法修習委員会の委員でした。それで、その当時の議論を少し知っております。その際に、貸与制に変わるということは、数年後には返済をしなければいけないということなのですが、国の債権管理の問題でもあります。返済期限がないというのは問題がありますので、私の記憶では、修習が終了してから3年後から返済するというのが第1次の提案であったと思います。それでもきついという御意見があって、結局、5年後から返済を開始して、10年の年賦という形になっているわけです。加えて、これは無利子ですから、これは他の奨学金等に比べましてかなり有利な制度設計になっていると思うのです。

しかも、貸与額の23万円というのは標準額であって、例えば、住居を要する方は25万5,000円という積み上げになりますし、また、家族のいる方は28万円ということで更に増額がされるわけなので、修習生が一定の品位を保って修習に専念してやるためには、今の金額は決して少なくはないと思います。現在、大学院卒の初任給のベースは恐らく20万円ちょっとぐらいだと思いますけれども、それと比べても決して悪くないと思いますので、金額から言いますと、修習生への経済的支援は十分だと思うのです。

ただ、これが貸与金ですから、数年後に返済しなければいけないということになります。返済の開始が5年後であり、しかも10年の年賦ですから、これは総額は約300万円なのです。つまり、年間30万円を返済すればいいわけですから、月に2万円ちょっとぐらいなのです。この金額は弁護士が普通にやっていらっしゃれば返済できる額だと思います。もし返済が経済的に非常に困難であれば、返済猶予の制度もあるわけですから、かなり修習生の立場に配慮した制度になっているのではないかと私は思います。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 最高裁判所の方でも、支援の充実というところの下では積極的に努めていただいているのかなとは評価できると思うのですが、ただ事実として、やはり経済的な不安を、多くの修習生、又は司法を目指そうかと考えている若い人が持っているということは重く受けとめる必要はあるのだろうとは思っています。ですから、何とか更なる支援策がないのかということについては議論といいますか、検討は続けていただきたいと思っています。

やはり法曹になるための道のりが長くて、また、負担が重くて、さらに、その先が就職

難だということを聞かされていては志願者が減るばかりで、市民にとって、取り分け弱い立場の人に向き合ってくれるような法律家が減ってしまっただけでは困ると思っていますので、検討はどこかで進めていただきたいなと思っています。

○納谷座長 宮崎顧問、他の方に発言していただいていますか。

○宮崎顧問 はい。どうぞ。

○納谷座長 では、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 確かに検討は大事かと思うのですが、これは予算の話なので、もう平成26年分については今から議論しても間に合わない。そういう意味では、少しじっくりと来年の前半ぐらいまでの視野の中で、現状も踏まえてじっくりと議論されたらよいと思います。個人的には今更給費制に戻すのはどうかと思うのですが、現在の体制の中で改善すべき点は現状に照らして修正すればいいと思います。

○納谷座長 よろしいですか。

それでは、宮崎顧問どうぞ。

○宮崎顧問 吉戒顧問から貸与制を導入する際のお話がありましたが、ただ、あの当時に想定されていた前提事実と現在はかなり違ってきてしまっているということをやはり御理解いただきたいなと思っております。確かに貸与金だけでは、月々2万5,000円程度を返せばいいのかという議論になりますが、その前に学部、そして法科大学院の授業料、この法科大学院の授業料も結構高いのですよ。他の授業料に比べて極めて高い。そういうことで借金が積み重なっている。数百万円以上になっている方も少なくないという現状。

そして当時、貸与制を導入されたときの山崎潮さんという責任者の方の国会答弁などを見ておきますと、審議会意見書でも、ニーズは、弁護士の就職先はいっぱいあるのだと。したがって、弁護士の活躍の分野は広く、経済的に弁護士が困るという事態にはならないし、就職先がなくなるということにもならない。要するに、借金の返済に困るようなことは到底考えられないという国会答弁をされているわけです。しかしながら、法科大学院の授業料も含めまして、その前提事実が全然違ってきた。これは立法事実として、当時の国会答弁と比較していただいても、前提事実が違っているということが分かると思います。

さらに、今、これは合格者の数とも絡むのですが、就職難でありますとかそういうことで、法曹を目指す人がどんどん減っている。これはやはり貸与制にも大いに原因があるのではないかと考えています。そういう点を考えて、是非とも給費制復活かどうかはともかくとして、経済的支援について至急に御検討いただく機会をいただきたいと思っています。

○納谷座長 来年に入りましたら、スケジュールの入れ方を推進室と御相談して、幾つかはお話しする機会があると思います。もちろん場所は、司法修習委員会の方で基本的には決めていかなければならない問題であることは確かですが、それに向けて、予算の問題でもあるので、ここで話しできることはしていきたい。できるだけ時間を取って皆さんの御意見を聞いていきたいと思っておりますけれども、推進室の方はそれでよろしいですか。

今日、ここで全てというわけにはいかない。この問題は解決しないと思いますので、そ

れ以外に何か。当時の体制に移ったときのことは吉戒顧問がいろいろ関わっていますから、それはそれとして、また宮崎顧問の方からは、そのときの状態とは違っていることも考えなければいけないということもあると思います。もう一つは、貸与制に変わってから実務修習や修習生の生活がいろいろな意味で変わっているところも事実です。もう少しそういうところを見極めながら更に議論を進める必要があるのではないかなと私は思っております。

今日、更に御意見がありましたら受けたいと思いますけれども、何かありますでしょうか。

有田顧問、強制するわけではありませんが、もしあれば。

○有田顧問 私が感じていることは、やはり後のことを心配しないで勉学に専念してほしいなという気持ちはあります。かといって、今、こういう形で実際に動いているというのが制度ですので、なるだけ担当者の方には頑張ってください、修習生が出費するのが少なくて済むような方法で頑張ってください。取りあえずはそれが重要課題かなと私は思っています。

○納谷座長 我々の修習時代は2年間ありましたし、それなりにいろいろな、精神的にも財政的にも我々はある程度、享受できた身分であったことは確かなのですが、今、有田顧問がおっしゃられたように、たった1年しかありませんし、前とは違ってすごく活動領域も広がって、これから勉強しなければならないところもあります。

そういう意味で、1年間というのは大事な期間ですので、一生懸命勉強してもらいたいということは顧問の皆さん共通だとは思いますが、そういう中で更にどういう具合に支援していくかということについて、もし御意見がありましたらさらに受けていきたいと思えます。

○宮崎顧問 他の論点でもよろしゅうございますか。

○納谷座長 もちろん、他の論点に移ってもよろしいです。

○宮崎顧問 給費制の問題も、先ほど振られたこともありまして申し上げましたけれども、その根本をなす就職難あるいは志願者減、法科大学院の定員充足率の欠陥など、やはり全て司法試験合格者数といいますか、法曹養成の根本である、そこをどう定めるかというところが根幹ではないかと思っているところです。

これについて、私は何度も、調査結果を待つのではなく、既に法曹養成制度はかなりぼろぼろになってきているので、至急カンフル剂的に合格者の調整を図るべきではないかと提言をしてきたところであります。これについても、更に精力的に議論を進めていただきたいと思います。

今まで何度も触れておりますので、これ以上触れるのはしつこいかと思いますのであれですが、この点についても是非とも議論の機会を与えていただきたいと思います。このように思います。

○納谷座長 重要な課題であることは、皆さん共通認識は持っていると思いますけれども、

御意見がありましたらどうぞ。

○吉戒顧問 では、全般でいいのですね。

私も今、この場で議論している課題の一番入口といいますか、一丁目一番地は法曹人口だと思っております。ただ、法曹人口の話は検討会議の取りまとめで、一定の調査をした上で提言するという事になったものですから、来年度に調査をされるということで、それはそれでやむを得ないと思えますけれども、その結論が出るのは平成27年の春以降になってしまうので、ちょっといろいろな意味でスピード感に欠けるなと思うのですよ。

ですから、そこでどういうふうな結論になるのか分かりませんが、数字が出るのでしょうか、ただ一つ言えるのは、今、2,000人というものが、これは現状維持なのか、あるいは増加させるのか、減らすのか、3通りしかないわけです。これを増やすという選択肢はまずないと思えます。それで私は、ある程度の減少といいますか、削減をするのは正しいと思えますけれども、何かそういう方向性だけでも、別に調査を縛るわけではありませんが、何かこの顧問会議の、推進室は別に、顧問会議という中でまとめることはできないのかなと思えます。

そうでないと、また来年も合格者が2,000人になったらどうなるのでしょうか。66期の弁護士登録の一括登録の数が明後日ぐらいに出ると聞きましたけれども、恐らく去年よりも悪い数字だと聞いています。そういう状態をいつまでも放置していいのかどうか、非常に疑問だと思うのです。ですから、少しずつ減らしていくという方向でも示すことはできないのかなと思えますが、どうなのでしょう。

○納谷座長 どなたか御意見があれば。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 現状維持と言ってしまうとそれまでなのですけれども、少なくとも、これ以上合格者数を増やすことはないと思えます。では急速に、例えば1,500人まで減らすかという、それをどう説明できるのか。確かに弁護士の就職事情というものは大きいかと思えますが、それを補うために活動領域の拡大の議論をしているわけですし、何と云っても、ある意味での将来の需要に関する議論がある程度ないと、今、これでいっばいだから、これ以上受け入れられないという話だけでは済まないと思うのです。

そういう意味では、これは最も大事な議論なので、ずっとこれからも続けていけばいいと思うのですが、来年に向けて今すぐ何か具体的な結論を、数字を出せと言われると、判断材料に乏しいかなと思えます。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 そういう御意見も分かるのです。ただ、この場だけではなくて、政党筋でもいろいろな議論をして出されるわけです。そういうときに非常に極端な数字とかが出されると、これまた困ったことではないかなと思えます。

私が申し上げているのは、別に数字を出すという話ではなくて、定性的な意味での方向性だけでも示したらいいのではないかなと思えます。

○阿部顧問 それは分かります。

○納谷座長 その他、ございませんでしょうか。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私も、現状のままといいたいまいしょうか、これ以上、2,000人以上になるというのは多分、そういう意見は出てこないのではないかなと思うのです。むしろ2,000人より少なくするという形の方向性がやはり出てくるだろうと思いますし、私は、数字は言いませんし、あるいはしますけれども、個人的にはやはりもう少し減った方がいいなという気持ちはあります。

そのメッセージが必要であるということのようなのですけれども、そのメッセージが必要であるということであれば、そのメッセージは、その程度の問題として出すのであれば、私もやぶさかではないとは思いますが。

以上です。

○納谷座長 山根顧問、何かありますか。

○山根顧問 いえ、特に。

○納谷座長 要するに、メッセージを出したことがいろいろなところへどう影響するかということも考えておかなければならないと思いますし、もう一つは一遍には、もちろん、数字のことを言っているわけではありませんけれども、今、司法試験委員会のこの実施の実態と合わせて、少しずつなだらかに行かなければならない部分もあるだろうと思います。いずれにしても、これから検討する方向としてはどうするかということは、ある程度まとめておいた方がいいのかなという感じはしております。

ただ、私は法科大学院をちょっと意識してしまっていて、先ほど言いましたように、活動領域が広がってきているので、この分野が新しい見込みとして、どの程度、将来拡大していくかということの兼ね合いも多少は加味しておいていかなければならない。このところもかなり重要なことは思っておりますので、そういうこととの兼ね合いで、いずれ、ある程度の方向は出してもらいたいと思います。

もう一つは、平成27年の春ぐらいに結果が出てくるというのでは、ちょっと遅過ぎる。何か簡易な方法で、調査報告をすとか、何かを考えて議論がしやすい時期を選んでいただければと思っております。そこをしないと、この顧問会議で何もやっていないととられてしまうので。慎重にやることも必要なのですけれども、そういうこともちょっと要望したいなと思っております。

大場室長、どうぞ。

○大場室長 今、方向性あるいは顧問の皆さん方の御提言ということであったわけですが、よく分からなかったのは、来年の試験の数に向けてということなのでありますでしょうか。

といいますのも、少しスピードが遅いではないかといろいろ言われながらも、私たちは、今まで余りされてこなかったこの法曹人口の調査をどんな形でやっていこうかということ

で、今、詰めているところで、近々、具体的に有識者の先生方と一緒に、こんな調査をやっているということを検討しているわけです。

それで、出るのが今のところ遅いと言われるかもしれませんが、平成27年にはなってしまうと思うのです。そうしますと、それで大体どれぐらいの数ということで調査結果によっては出せると思うのですが、それと、今、お話しになっておられる提言というものがどういう関係に立つのかがちょっと分からなかったものですから、その辺の御意見をいただければと思っています。

○納谷座長 では、どなたからでも構いませんけれども。

○吉戒顧問 要するに調査をやって、正式にといいますか、提言するのは平成27年の春以降、4月から7月までの間になりますね。そうしますと、それが反映するのは平成27年の試験には当然、まだ無理なので、事前の周知期間としては翌年になると思うのです。だから、それがちょっと遅いのではないのかという意味です。

○納谷座長 平成26年には当然間に合わない。そういうことではないかと思って聞いていましたけれども、宮崎顧問はいかがですか。

○宮崎顧問 私は、早く提言すべきだと思っていますのです。といいますのは、逆に私どもから見ますと、志願者といえますか、新しい真水といえますか、司法試験のだいたい、新規受験者がどんどん、毎年下がってきているのに、合格者だけが2,000人でずっと来ているというのは、私から見たら、むしろ逆に人為的な操作を強く推認させる状況ではないかと思えますので、やはりそういう下支えを取り払う。

したがって、合格者については抑制的に運用するというやわらかい表現でもいいのですが、これだけ真水の志願者が減っているのに、下方硬直はもうないだろうという思いが少なくともあるわけですよ。私はもっと過激なメッセージをお願いしたいと思いますが、それは別として、そういうやわらかいメッセージすら出せないとする、顧問会議の役割が極めて軽いものになるのではないかなと思っています。

○納谷座長 私、これは座長としてではなくて、顧問の一人として言わせていただきますと、最初に3,000人を打ち出したときに、どれだけの法科大学院ができ、どれだけの定員数になるかということは決めていなかったのです。そういう中で動き始めて、意外とたくさんの大学、たくさんの定員数があったということで、70%から80%の合格率を出すという大きな目標が達成できなくなってきた。これは事実だと思います。

あの当時は法科大学院構想が燃えて、みんなでいろいろ支援しようとした。また学生も「7割から8割、自分たちが法曹になれるのだったら、是非法科大学院に行きたい」ということで集まってきた。このこと自体は我々としては、ある種、国として、この政策原点を忘れてはいけないのではないかというのが私の基本的な考え方なのです。そういう中で少しずつ2,000人に近づいて、そのまま止まったということが果たして国の政策として正当だったのかどうか。これから法科大学院に行きたいという学生から見たらどうなのだろうかという議論は、一方ではあると思うのです。今、定員を少しずつ削っていく中で、

だんだんそれが7割、8割に近づいていこうとしているわけですので、そういうところに寄せていく議論が必要なのかどうかということについて、やはり私はもう少し検討していただきたいと思っています。

合格率だけを問題にしていくと、いろいろな問題が起きます。法科大学院制度をスタートさせた人たちが7割か8割の合格者を確保できるように定員総数の制限を、韓国でやったようにできなかった。ところが、今、そこへなだらかに入ろうとしているし、一方では活動領域が増えてきている。そういうことを自覚して、もう一回、見直しをやりようとしている動きもあるので、一気に合格者総数を下げていく方向でどんどん進めていくということが国の方針として示されると、今でも法科大学院に対する期待が小さくなっているところに、更に悪い意味の影響があってはいけないのではないかという危惧を、私は有しています。

そこら辺の数字をどういう具合に出していくかということは、これから皆さんといろいろ議論していきたいとは思いますが、けれども、私個人としては、「合格者総数を削る」ということ自体が一つの大きな問題だと思っています。学生から言われたのですけれども、「7割とか8割を合格させる」という制度設計をしておいて、どんどん動かしていったら何だ。そういうこととの兼ね合いで、どういう具合に我々は受けとめて軌道修正していくか。どのぐらい合格者を出すかという課題は、法科大学院の方の法的枠組みの問題など、いろいろなことを加味して、これから決めていかなければならぬ面もあるだろうとは思っています。座長としてどうこうということは置きますが、私個人としては、このように思っています。

どうぞ。

○阿部顧問 座長個人のお考えに非常に感動しているのですが、そういう意味で絶対議論しなければいけないのは、やはり予備試験の在り方だと思います。せっかく法科大学院について、様々な措置を考えて全体の枠を整理しようとしている中で、このペースで予備試験組が増えていったら、そうした努力を全部無にしかねない。非常に難しい課題だと思うのですが、是非とも予備試験の在り方は早目に結論を出していただきたいと思っています。

○納谷座長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 法曹人口論についてはいろいろ言いたいことがあります、それはそれとして、予備試験の問題もありますし、それから給費制の問題もありますし、やはり顧問会議でいろいろ議論をさせていただきたいと思うのです。

次回以降の顧問会議の回数とかそういうものについても、今、挙がってきたような課題が全て先送りになっているわけですが、やはり一定の回数をきちんと入れていただきたい。今日で今年が終わって、国会も終わって、あとは来年の6月ぐらいしか期日が入らないということにまさかならないように、毎月1回程度は必ず入れるという形で顧問会議を、うるさいでしょうが、そうお願いできましたらありがたいと思います。

○納谷座長 宮崎顧問の御意見があったようなことを、私、座長として推進室の方たちに

お願いしています。多分そういうことで、1～2月頃には更にどこかで入れていただけると思っています。今日、予備試験のことは余り話がなかったのですが、この点にももう少し入って議論する場を作っていきたいと思い、調整もしていただいているつもりではおります。そこから後は後で、今日、この議論が終わりましたら、多分御報告があるのではないかなと思っております。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私は、ロースクールの実態を十分理解している訳ではありません。ロースクールをどう改革していくのかという部分も、今の話と連動していますし、難しい問題ではありますが、考えていかなければいけない問題の一つだと思います。その前提として、実際のロースクールの担当者から、どこにどういう問題があるのか、その原因は何か等について、説明でもしていただければ非常にありがたいなと思っています。

○納谷座長 その点も座長としては、また推進室と相談します。文部科学省の方にも。そういうことに応じられる体制はできると思いますので、努力していきたいと思っています。

よろしいですか。

○大場室長 あとは、全般の話はこれでよろしいでしょうか。

○納谷座長 もう時間が、16時になってしまったので。

○大場室長 そうですね。ありがとうございました。

本日、多くの御意見を頂戴しましたので、推進室においても引き続き検討を進めていきたいと思っています。また、その内容もさることながら、進め方についても検討してまいりたいと思っています。

では、最後に今後の予定につきまして、推進室の方から説明させていただきます。

○松本副室長 御説明申し上げます。

席上配付資料の一番後ろの資料4、通し番号で41ページを御覧ください。

宮崎顧問からも御指摘がございましたが、来年の2月から3月にかけて1～2回程度、顧問会議を開催したいと考えております。さらに6～7月頃、これは若干、幅を見ておいていただきたいのですが、このころにも1～2回程度は開催したいと考えております。

具体的な点は後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますが、例えば仮に与党が提言をされるようなことになると、そういうタイミングにも若干、開催日が影響するということもお含みおきいただければと思います。

現状は以上でございます。

中身につきましても、また改めて御説明申し上げますが、これも宮崎顧問から御指摘がありました。予備試験の問題など、これまで議論できていなかったところにつきましても、今、データ等の整理を始めているところでございます。そういう点に基づきまして、我々の方から現状等々について御説明の機会を設けさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○納谷座長 次回は、できれば予備試験の方にちょっと時間のウエイトを置いて議論してみたらどうかと思っております。

○宮崎顧問 トータルの回数が少ないですね。

○納谷座長 はい。ですから、推進室の方もいろいろとお仕事があるようですね。私の方から要求をお願いするということでしょうか、推進室とちょっと相談させていただきます。今日のところは少なくとも2月、3月までの間に1～2回はやっていきたいということだけは御了承いただいて。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 2月、3月に1～2回でしようがないかなと思いますけれども、その後、平成26年度に入ってしまうと、6月、7月まで何もなくて、それは国会があるからしようがないのかなという気もしますが。

○松本副室長 申し訳ありません。若干、幅を見ていただきたいと申し上げたのは、6～7月に限る趣旨ではないというところで、そこはもうちょっと幅を持って考えております。

○宮崎顧問 毎月1回ずつとか、是非ともそういうことで。

○吉戒顧問 あと、今、有田顧問も言われたのですけれども、ここで法科大学院の議論をしていますが、私は見たことがないのですよ。一遍、どこかの法科大学院の授業でも見させていただくようなことはできませんか。

○松本副室長 それは文部科学省と御相談させていただきまして、そういう機会も。

○納谷座長 それから、研修所も少し変わっているのかもしれませんが、いろいろなところで御覧になりたいところがありましたら、そういう機会も、この会議を開かなくても我々顧問のメンバーでお伺いするというのもあってもいいのかもしれませんが。検討させていただきまして、御意見に従って、また対応していきたいと思いますが、今日のところはこのぐらいにさせていただければと思います。

○大場室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。